

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則及び奈良県医師確保修学研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十八号

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則及び奈良県医師確保修学研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成十九年十二月奈良県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「小児科、産婦人科(産科を含む。)及び麻酔科」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 小児科
- 二 産婦人科(産科を含む。)
- 三 麻酔科
- 四 救急科

五 前号に掲げるもののほか、総合診療(患者を総合的に診断し、必要に応じ、治療を行い、又は当該患者の疾患の状態に応じた適切な診療科若しくは医療機関を紹介すること)をいう。)を実施する診療科として知事が認めるもの

(奈良県医師確保修学研修資金貸与条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県医師確保修学研修資金貸与条例施行規則(平成二十年三月奈良県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「小児科、産婦人科(産科を含む。)及び麻酔科」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 小児科
- 二 産婦人科(産科を含む。)
- 三 麻酔科
- 四 救急科

五 前号に掲げるもののほか、総合診療(患者を総合的に診断し、必要に応じ、治療を行い、又は当該患者の疾患の状態に応じた適切な診療科若しくは医療機関を

紹介することをいう。)を実施する診療科として知事が認めるもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に貸与を受けている者(以下この項において「被貸与者」という。)に係る修学資金については、なお従前の例による。ただし、被貸与者が第一条の規定による改正後の奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の規定の適用を受ける旨を申し出たときは、この限りでない。

(奈良県医師確保修学研修資金貸与条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に貸与を受けている者(以下この項において「被貸与者」という。)に係る修学研修資金については、なお従前の例による。ただし、被貸与者が第二条の規定による改正後の奈良県医師確保修学研修資金貸与条例施行規則の規定の適用を受ける旨を申し出たときは、この限りでない。